

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月30日
【会社名】	Link-Uグループ株式会社
【英訳名】	Link-U Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役グループCEO 松原 裕樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田二丁目2番3号
【電話番号】	03-6260-9279
【事務連絡者氏名】	取締役グループ管理統括 藤田 貴弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田二丁目2番3号
【電話番号】	03-6260-9279
【事務連絡者氏名】	取締役グループ管理統括 藤田 貴弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 213,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 100,749,000円
	(注)1. 本募集は2024年10月29日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。
	(注)2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出事由】

2024年10月29日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2024年10月30日付で第11期有価証券報告書（自2023年8月1日至2024年7月31日）及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じました。これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、2024年10月30日開催の当社第11回定時株主総会において定款の一部変更が決議されましたので、2024年10月29日に提出した有価証券届出書の添付書類である定款について、当該添付書類を差し替えるために、変更後の定款を添付いたします。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて
2. 臨時報告書の提出について
3. 資本金の増減について
4. 最近の業績の概要について

第四部 組込情報

（添付書類の差替え）

2024年10月30日開催の当社第11回定時株主総会において定款の一部を変更したことに伴い、有価証券届出書に添付していた定款を当該変更後の定款に差し替えます。

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示してあります。

第三部【追完情報】

（訂正前）

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第10期）及び四半期報告書（第11期第3 四半期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第10期有価証券報告書の提出日（2023年10月26日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2023年12月25日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2023年12月25日開催の当社取締役会において、2024年3月1日を効力発生日（予定）として、当社のサーバープラットフォーム事業を、当社の100%子会社である「株式会社Link-U Technologies」に承継させる会社分割を行うことを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）本吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（2023年12月25日現在）

商号	株式会社Link-U Technologies
本店の所在地	東京都千代田区外神田二丁目2番3号
代表者の氏名	代表取締役CEO 山田 剛史
資本金の額	1百万円
純資産の額	1百万円
総資産の額	1百万円
事業の内容	サーバープラットフォーム事業 （ただし、本件分割前は事業を行っておりません）

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

株式会社Link-U Technologiesの設立は2023年12月15日であり、本臨時報告書提出日現在、最初の事業年度は終了しておりません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社Link-U（提出会社） 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社です。
人的関係	当社より取締役を派遣する予定です。
取引関係	事業を開始していないため、現時点における当社との取引関係はありません。

(2) 本吸収分割の目的

当社グループは、「世の中の課題を技術で解決する」という経営理念のもと、自社設計のオリジナルサーバーを基軸としたデータ配信と、そのデータを適切に蓄積・分析・処理するAIソリューションを併せてワンストップで提供するサーバープラットフォームビジネスを展開しております。

特に注力しているマンガ配信サービスにおいては、サーバープラットフォームやアプリケーション等の開発のみに留まらず、サービスの立ち上げからサービスの運用、広告の製作・運用まで、ワンストップで提供しており、出版社などのデジタル化推進におけるパートナーとして、取り組んでまいりました。

一方、マンガ配信サービスを取り巻く環境は、昨今の新型コロナウイルス感染拡大に伴う消費動向の変化や世界的な海賊版マンガサイトの動向などにより大きく変化しており、当社グループにおいても、日々、取り組むべき社会的な課題の変化に対応し、ビジネスモデルをアップデートしてまいりました。

この度、海外での事業展開の強化、新規事業への参入による事業領域の拡大やM&Aによる事業規模の拡大、役職員の意識改革によるグループ連携強化やグループ経営資源配分の最適化、業務執行スピードの向上などを目的とし、持株会社体制へ移行することとしました。

持株会社体制への移行により、持株会社はグループ全体の経営を統括し、新たに設立した子会社はマンガ配信サービスを中心としたサーバープラットフォーム事業の推進に集中することで、当社グループの企業価値の持続的な向上に努めてまいります。

(3) 本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容及びその他の本吸収分割に係る吸収分割契約の内容

本吸収分割の方法

当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）により、分割する事業を当社が100%出資する子会社「株式会社Link-U Technologies」に承継させる方式によります。

本吸収分割に係る割当ての内容

当社が承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、本件分割に際して、承継会社は承継対象権利義務の対価の交付を行いません。

その他の本吸収分割に係る吸収分割契約の内容

a. 吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会	2023年12月25日
吸収分割契約締結	2023年12月25日
吸収分割契約承認株主総会	2024年2月26日（予定）
吸収分割の効力発生日	2024年3月1日（予定）

b. 分割する事業の内容

サーバープラットフォーム事業

c. 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、別途吸収分割契約に定める資産、債務、契約その他の権利義務を承継いたします。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算出根拠

本件分割に際して、吸収分割承継会社は、当社に対しての対価の交付を行いませんが、当社は吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有していることから、係る内容は相当であると判断いたしました。

また、以上により吸収分割承継会社の資本金及び資本準備金の額は変動いたしません。

(5) 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2024年3月1日時点(予定))

商号	株式会社Link-U Technologies
本店の所在地	東京都千代田区外神田二丁目2番3号
代表者の氏名	代表取締役CEO 山田 剛史
資本金の額	1百万円
純資産の額	1百万円
総資産の額	1,071百万円
事業の内容	サーバープラットフォーム事業

以上

(2024年2月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2024年2月26日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年2月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行を目的として、当社100%出資の分割準備会社である株式会社Link-U Technologiesに当社のサーバープラットフォーム事業を承継させる吸収分割について承認するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

事業会社から持株会社への組織変更に伴い、商号変更、事業目的の変更及び取締役の員数の上限の変更並びに役付取締役の名称変更をいたしました。また本議案に基づく定款変更の効力は、本臨時株主総会において、第1号議案が承認可決されることを条件とし、商号変更は本吸収分割の効力発生日である2024年3月1日にその効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

会計監査人の職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、責任免除及び会計監査人の責任を予め限定できる契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、藤田貴弘、土屋達示、中田雄太及び萩生田彩の4氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、笹口勝好氏を選任するものであります。

第5号議案 退任監査役に対する役員退職慰労金贈呈の件

監査役池田裕及び高木伸學の両氏に役員報酬1年分相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	112,459	372	0	(注) 1	可決（99.66%）
第2号議案	109,995	2,836	0		可決（97.48%）
第3号議案				(注) 2	
藤田 貴弘	111,265	1,566	0		可決（98.60%）
土屋 達示	111,252	1,579	0		可決（98.59%）
中田 雄太	111,258	1,573	0		可決（98.60%）
萩生田 彩	111,695	1,136	0		可決（98.98%）
第4号議案					
笹口 勝好	112,241	590	0		可決（99.47%）
第5号議案	107,362	5,469	0	(注) 3	可決（95.14%）

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(2024年5月23日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2024年5月23日開催の当社取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社ビューンの株式を追加取得し、連結子会社化することについて決議いたしました。当該株式取得は、特定子会社の異動に伴う子会社取得に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社ビューン
住所 : 東京都千代田区神田錦町三丁目13番地
代表者の氏名 : 代表取締役社長 大石 隆行
資本金 : 49,000,000円
事業の内容 : インターネットを利用したコンテンツ配信サービス等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 8,624個

異動後 : 11,616個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 49%

異動後 : 66%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社が株式会社ビューンの株式を追加取得することで、連結子会社となり、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためあります。

異動の年月日 : 2024年5月31日(予定)

(2024年6月7日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2024年6月7日(配当決議日)

(2) 当該事象の内容

当社は、持分法適用関連会社からの剰余金の配当を受領することになりました。

持分法適用関連会社 株式会社アムリンク

配当金額 88,078千円

(3) 当該事象の損益に与える影響額

本件に伴い、2024年7月期の当社の個別決算において、受取配当金88,078千円を売上高として計上いたします。なお、持分法適用関連会社からの配当であるため、連結業績に与える影響はありません。

(2024年10月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。なお本臨時報告書は、当該事象が発生した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般提出するものであります。

2 報告内容

1. 当該事象の発生年月日

2024年9月13日(取締役会決議日)

2. 当該事象の内容

のれんの減損損失及び持分法損失の計上(連結)

当社の連結子会社である、リベラルマーケティング株式会社は、サイトリニューアルやマーケティング強化等、収益拡大に向けた投資を続けている状況であり、継続的に安定した収益の計上が見込まれず、のれんの将来の回収可能性を再検証した結果、のれんの減損損失を特別損失として、124百万円を計上いたします。

また、当社の持分法適用関連会社である、Comikey Media Inc.においては、翻訳費用や広告宣伝費への投資を継続的に行っているため、営業損失の計上が続いております。短期的にその状況の改善が見込まれず、同社に対する株式の実質価額が著しく下落することとなったため、持分法損失として34百万円営業外費用として計上いたします。

関係会社株式評価損の計上(個別)

上記ののれんの減損損失の計上に伴い、リベラルマーケティング株式会社に対する株式の実質価額が著しく下落することとなったため、関係会社株式評価損として257百万円を特別損失として計上いたします。

また、上記の持分法損失の計上に伴い、Comikey Media Inc.に対する株式の実質価額が著しく下落することとなったため、関係会社株式評価損として105百万円を特別損失として計上いたします。

なお、当社の個別決算で計上される当該特別損失は、連結決算において消去されるため、連結損益計算書には与える影響はありません。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年7月期において、以下のとおり減損損失、持分法損失及び個別決算において、関係会社株式評価損を計上いたしました。

（連結決算）

持分法損失 34百万円（営業外費用）
減損損失 124百万円（特別損失）

（個別決算）

関係会社株式評価損 362百万円（特別損失）

3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第10期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日（2023年10月26日）以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
2023年10月26日～ 2024年10月29日（注）	85	477,140	85	476,140

（注） 新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 最近の業績の概要について

2024年9月13日開催の取締役会で決議され、同日公表した2024年7月期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりです。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査が終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

<省略>

（訂正後）

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第11期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第11期有価証券報告書の提出日（2024年10月30日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2024年10月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2024年10月30日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年10月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

事業年度における取締役の経営責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立することを目的として、定款第21条の取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、松原裕樹、藤田貴弘、土屋達示、中田雄太、西尾直紀、貞廣一省及び萩生田彩の7氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	110,562	256	0	（注）1	可決（99.77%）
第2号議案					
松原 裕樹	108,884	1,941	0	（注）2	可決（98.25%）
藤田 貴弘	109,465	1,360	0		可決（98.77%）
土屋 達示	109,469	1,356	0		可決（98.78%）
中田 雄太	109,491	1,334	0		可決（98.80%）
西尾 直紀	108,962	1,863	0		可決（98.32%）
貞廣 一省	109,396	1,429	0		可決（98.71%）
萩生田 彩	109,434	1,391	0		可決（98.74%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

3．「資本金の増減について」の全文を削除

4．「最近の業績の概要について」の全文を削除

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 2022年8月1日 至 2023年7月31日	2023年10月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第3四半期)	自 2024年2月1日 至 2024年4月30日	2024年6月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	2024年10月30日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年10月30日

Link-Uグループ株式会社

取締役会 御中

永和監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 荒 川 栄 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 芦 澤 宗 孝
業 務 執 行 社 員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているLink-Uグループ株式会社の2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Link-Uグループ株式会社及び連結子会社の2024年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれん及びのれん相当額の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】(重要な会計上の見積り)(1)のれん及びのれん相当額の評価に記載のとおり、当連結会計年度の連結損益計算書において、リベラルマーケティング株式会社について、減損損失(のれんの減損に係るもの)124,018千円及びComikey Media Inc.について持分法による投資損失(のれん相当額の減損に係るもの)34,773千円を計上している。</p> <p>会社は、のれん又はのれん相当額を含む資産グループについて、主として営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるかどうか、経営環境の著しい悪化が生じているかどうかにより、減損の兆候の有無を把握している。</p> <p>減損の兆候を識別した場合には、のれん又はのれん相当額の経済的残存使用年数に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失を認識するかどうかの判定を行っている。</p> <p>減損損失を認識すべきと判定された場合、のれんについては、回収可能価額まで減額するとともに当該減少額を減損損失として認識し、のれん相当額については、投資有価証券を実質価額まで減額し、当該減少額を持分法による投資損失として計上している。</p> <p>子会社及び関連会社の事業計画は、事業の進捗、事業が継続して成長する仮定、及び販売費及び一般管理費の発生見込額に基づいているが、減損の兆候の把握や割引前将来キャッシュ・フローの算定に使用する事業計画に含まれる前提や仮定等は、将来の予測不能な事業環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、かつ、経営者の判断の影響を受けることから、不確実性を伴うと考えられる。</p> <p>以上から、のれん及びのれん相当額の評価は、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれん及びのれん相当額の減損損失の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>減損の兆候の把握 減損の兆候の把握が適切に行われているかどうかを確かめるため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者への質問により、経営環境が著しく悪化したか、又は悪化する見込みであるかに関する会社の検討結果を確かめた。 ・ のれん又はのれん相当額を含む資産グループの事業計画と実績を比較し、重要な乖離の有無を確かめた。 ・ 取締役会議事録を閲覧し、事業の廃止や再編成、当初の予定よりも著しく早期に資産グループを除却や売却などにより処分するなど、資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、又は生ずる見込みであるか確かめた。 <p>減損損失の認識の判定 のれん又はのれん相当額の減損損失の認識の判定が適切に行われているかどうかを確かめるため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者への質問及び取締役議事録等を閲覧し、次年度以降の事業計画の実行可能性を検討した。 ・ のれん又はのれん相当額の経済的残存使用年数に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローが事業計画等に基づいて算定されているか確かめた。 <p>減損損失の計上 のれん又はのれん相当額の減損損失の計上が適切に行われているかどうかを確かめるため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のれん又はのれん相当額が回収可能価額又は投資有価証券の実質価額まで減額しているか再計算を行った。

市場価格のない株式（持分法適用会社株式を除く）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）(2)市場価格のない株式（持分法適用会社株式を除く）の評価に記載のとおり、当連結会計年度末の連結財務諸表の投資有価証券（持分法適用会社株式を除く）には市場価格のない株式が79,945千円含まれており、連結上の総資産額の1.7%を占めている。その投資先の多くは事業の立ち上げ段階にあり、会社は、超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額よりも高い価額で取得している。</p> <p>会社は、当該株式の評価において、投資先の最近の財務諸表を基礎に算定した1株当たりの純資産額を用いて算出した純資産持分相当額が帳簿価額と比較して著しく低下している場合に、減損処理の要否を検討している。</p> <p>減損処理の要否の検討においては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握し、事業計画に対し実績が大きく下回る場合には、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画の実行可能性を評価し、投資先の超過収益力を含む実質価額の回復可能性が事業計画等により十分に裏付けられる場合を除き、純資産持分相当額まで帳簿価額を切り下げることとしている。</p> <p>投資先の今後の事業計画の実行可能性は、予定どおり進まない可能性があり、かつ、超過収益力を含む実質価額の回復可能性の判断は、市場の変化、予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化による不確実性を伴うと考えられる。</p> <p>以上から、市場価格のない株式（持分法適用会社株式を除く）の評価は、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、市場価格のない株式（持分法適用会社株式を除く）の評価が適切に行われているかどうかを検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資先の最近の財務諸表を用いて1株当たりの純資産額を基礎に会社が算定した純資産持分相当額を再計算するとともに取得原価と比較し、純資産持分相当額の著しい低下の有無を把握した。 純資産持分相当額が著しく低下している株式について、投資時又は直近の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握するとともに、外部経営環境等を勘案して、投資時又は直近の事業計画が引き続き実行可能であるかどうか評価し、減損処理の要否を検討した。 事業計画の前提に重要な影響を与えるような投資先の経営環境の変化や事業内容の変更、資金調達の状況、及び売上高や売上原価、販売費等の見積りが、取締役会において検討されているかどうか取締役会議事録を閲覧した。 実質価額が著しく低下し、純資産持分相当額まで帳簿価額を切り下げべきと判断した投資先について、評価損が正確かどうかを再計算により確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、Link-Uグループ株式会社の2024年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、Link-Uグループ株式会社が2024年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年10月30日

Link-Uグループ株式会社

取締役会 御中

永和監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 荒川 栄一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 芦澤 宗孝
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているLink-Uグループ株式会社の2023年8月1日から2024年7月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Link-Uグループ株式会社の2024年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

投資有価証券及び関係会社株式の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(市場価格のない株式(持分法適用会社株式を除く)の評価)の「市場価格のない株式(持分法適用会社株式を除く)」を「投資有価証券及び関係会社株式」と読み替えることで同一内容となるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。